



# 埼玉県報

第 530 号  
令和 6 年(2024 年)  
7 月 9 日  
火曜日

## 目次

### 条例のあらまし

- 埼玉県税条例の一部を改正する条例のあらまし(税務課)
- 埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例のあらまし(産業廃棄物指導課)
- 埼玉県衛生試験等手数料条例の一部を改正する条例のあらまし(保健医療政策課)
- 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(保健体育課)

### 条例

- 埼玉県税条例の一部を改正する条例(税務課)
- 埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例(産業廃棄物指導課)
- 埼玉県衛生試験等手数料条例の一部を改正する条例(保健医療政策課)
- 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例(保健体育課)

### 告示

- 電動式ロードトレインに関する入札公告(入札課)
- 電子黒板及び移動式スタンドに関する入札公告(入札課)
- 北本都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧(みどり自然課)
- 肥料の登録に関する告示(病虫害防除所)
- 肥料の登録の有効期間の更新に関する告示(病虫害防除所)
- 肥料の品質の確保等に関する法律の規定による登録事項の変更に関する告示(病虫害防除所)
- 肥料の登録の失効に関する告示(病虫害防除所)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 令和 5 年埼玉県告示第 1399 号の一部を改正する告示(用地課)
- 埼玉県立特別支援学校塙保己一学園及び埼玉県立上尾特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する入札公告(特別支援教育課)
- 埼玉県立熊谷特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する入札公告(特別支援教育課)

課)

- 埼玉県立大宮北特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する入札公告(特別支援教育課)
- 埼玉県立越谷西特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する入札公告(特別支援教育課)
- 埼玉県立所沢おおぞら特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する入札公告(特別支援教育課)
- 県道佐野行田線の区域の変更(行田県土整備事務所)
- 県道佐野行田線の供用の開始(行田県土整備事務所)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県税条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十三号）（税務課）

### 一 趣旨

地方税法等の一部改正に伴い、法人事業税の外形標準課税に係る適用対象法人の見直し等を行う。

### 二 内容

#### (一) 法人事業税

資本金一億円超の法人が対象となる外形標準課税制度について、次の見直しを行う。

ア 前事業年度に外形標準課税の対象であった法人が資本金を一億円以下に減資した場合でも、資本金及び資本剰余金の合計額が十億円を超える場合には、外形標準課税の対象とする。

イ 資本金及び資本剰余金の合計額が五十億円を超える法人の100%子法人等のうち、資本金及び資本剰余金の合計額が二億円を超える法人について、資本金が一億円以下の場合でも、外形標準課税の対象とする。

#### (二) 軽油引取税

免税軽油制度の対象としている船舶のうち、専らレクリエーションの用に供する自家用船舶（プレジャーボート）を適用対象から除外する。

#### (三) その他

地方税法等の改正に伴い規定の整備を行う。

### 三 施行期日

二(一)のア、二(二)、二(三)の一部 令和七年四月一日

二(一)のイ 令和八年四月一日

二(三)の一部 公布の日、公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行の日、同法の施行の日の属する年の翌年の一月一日

# 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（埼玉県条例第三十四号）  
（産業廃棄物指導課）

## 第一 趣旨

製品等として使用した後に再資源化のために取引される金属及びプラスチックの保管及び破砕等について必要な規制を行うことにより、県民の生活の安全の確保及び生活環境の保全を図ることを目的とするもの

## 第二 内容

### 一 総則

#### (一) 定義

##### ア 特定再生資源

次に掲げる物品（これらが破砕され、切断され、圧縮され、又は解体されたものを含む。）。ただし、廃棄物（使用済自動車の再資源化等に関する法律の規定により廃棄物とみなされるものを含む。）、有害使用済機器並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。

(イ) 使用を終了し、収集された製品（金属又はプラスチック（イ）において「金属等」という。）が使用されているものに限る。）

(ロ) 収集された金属等（製品の製造、加工、修理又は販売、土木建築に関する工事その他の人の活動に伴い副次的に得られたものに限る。）

##### イ 特定再生資源屋外保管業

屋外において、特定再生資源の保管をする事業（保管をし、破砕等（破砕、切断、圧縮、解体、洗浄その他の処理をいう。以下同じ。）をするものを含む、自ら原材料として使用するために保管をするものを除く。）

##### ウ 特定再生資源屋外保管業者

特定再生資源屋外保管業を行う者

##### エ 特定再生資源屋外保管許可業者

許可を受けて特定再生資源屋外保管業を行う者

##### オ 特定再生資源屋外保管事業場

特定再生資源屋外保管業の用に供する事業場

##### カ 保管物

特定再生資源屋外保管事業場において保管される特定再生資源（これ以外の物品と一体的に保管される場合にあつては、特定再生資源及び当該物品）

(二) 特定再生資源屋外保管業者の責務

ア 保管物の崩落、火災の発生等を防止するとともに、県民の生活の安全の確保上又は生活環境の保全上の支障が生じないよう努めなければならない。

イ 苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって、その解決に当たらなければならない。

(三) 土地の所有者又は土地を使用収益する権原を有する者の責務

ア 土地を譲渡し、又は使用させようとするときは、事業場が県民の生活の安全の確保上及び生活環境の保全上の支障を生じないものであることを確認しなければならない。

イ 苦情又は紛争が生じたときは、特定再生資源屋外保管業者と協力し、誠意をもって、その解決に当たらなければならない。

(四) 県の責務

市町村と連携して、県民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に努めなければならない。

二 特定再生資源屋外保管業の規制

(一) 住民への周知

特定再生資源屋外保管業を行おうとする者は、あらかじめ、周辺地域の住民に対し、説明会の開催等の措置を講じなければならない。

(二) 特定再生資源屋外保管業の許可

ア 特定再生資源屋外保管業を行おうとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。ただし、特定再生資源屋外保管事業場の敷地面積が百平方メートルを超えない場合は、この限りでない。

イ 許可の有効期間は、当該許可の日から起算して五年とし、その許可は、五年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

(三) 許可の基準等

ア 知事は、許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき等は、許可をしてはならない。

(ア) 当該申請に係る特定再生資源屋外保管業の計画が四(イ)から(カ)までに掲げる基準に適合すること。

(イ) 特定再生資源屋外保管事業場が、次のいずれにも該当するものであること。

a 保管の場所の周囲に囲いが設けられていること。

b 保管物の荷重が直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造である場合にあつては、当該荷重に対して当該囲いが構造耐力上安全であること。

c 保管又は破砕等（以下「保管等」という。）の場所から汚水又は油が流出する等のおそれがある場合にあつては、その場所の底面が不透性の材料で覆われているとともに、油水分離装置及びこれに接続している排水溝等が設けられていること。

(ウ) 申請者が欠格事由に該当しないこと。

イ 許可を受けた者は、当該許可に係る特定再生資源屋外保管事業場の設置が完了したときは、知事の検査を受け、当該事業場がア(7)及び(イ)に掲げる基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

#### 四 基準遵守義務

特定再生資源屋外保管許可業者は、以下に掲げる基準を遵守しなければならない。

(7) 特定再生資源屋外保管事業場を(三)ア(イ)に掲げる基準に適合するように維持すること。

(イ) 保管物の崩落又は飛散及び特定再生資源屋外保管事業場における火災の発生又は延焼を防止するため、積み上げられた保管物の高さが規則で定める高さを超えないようにすること。

(ウ) 火災の発生又は延焼を防止するため規則で定める措置を講ずること。

(エ) 保管等の場所から保管等に伴って生じた汚水又は油が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。

(オ) 保管等に伴う騒音又は振動によって生活環境の保全上の支障が生じないように必要な措置を講ずること。

(カ) 特定再生資源屋外保管事業場において、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように必要な措置を講ずること。

#### 五 変更の許可等

ア 特定再生資源屋外保管許可業者は、その許可に係る事項を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が規則で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

イ 特定再生資源屋外保管許可業者は、アただし書の規則で定める軽微な変

更をしたときその他規則で定める事項を変更したときは、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(六) 名義貸しの禁止

特定再生資源屋外保管許可業者は、自己の名義をもって、他人に特定再生資源屋外保管業を行わせてはならない。

(七) 相続及び廃業等の届出

ア 特定再生資源屋外保管許可業者について相続があったときは、相続人は、特定再生資源屋外保管許可業者の地位を承継する。

イ アの規定により特定再生資源屋外保管許可業者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

ウ 特定再生資源屋外保管許可業者が以下のいずれかに該当することとなった場合においては、当該者は、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(ア) 死亡した場合 その相続人。ただし、イの規定による届出をした者を除く。

(イ) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者

(ロ) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

(エ) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合  
その清算人

(オ) その許可に係る特定再生資源屋外保管業を廃止した場合 特定再生資源屋外保管許可業者であった個人又は特定再生資源屋外保管許可業者であった法人を代表する役員

(八) 勧告及び保管方法の改善命令等

ア 知事は、特定再生資源屋外保管事業場が四(ア)から(カ)までに掲げる基準に適合しなくなつたとき等は、特定再生資源屋外保管許可業者に対し、期限を定めて、特定再生資源の保管等の方法の改善その他必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

イ 知事は、アの勧告を受けた特定再生資源屋外保管許可業者が、正当な理由がなく、勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該許可業者に対し、期限を定めて勧告に係る特定再生資源の保管等の方法の改善その他必要な措置を講ずべきことを命じ、又は期間を定めて特定再生資源屋外保管業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(九) 措置命令

ア 知事は、特定再生資源屋外保管事業場が四(ア)から(カ)までに掲げる基準に適合しなくなつたとき等の場合において、県民の生活の安全の確保上若しくは生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、必要な限度において、当該許可業者に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

イ 知事は、無許可で特定再生資源屋外保管業が行われた場合において、県民の生活の安全の確保上若しくは生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、必要な限度において、無許可で事業を行った者に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(十) 許可の取消し等

知事は、特定再生資源屋外保管許可業者が欠格事由に該当するに至つたとき等は、その許可を取り消さなければならない。

三 雑則

(一) 報告徴収

知事は、この条例の施行に必要な限度において、特定再生資源又は特定再生資源であることの疑いのある物の屋外における保管を業とする者その他の関係者に対し、特定再生資源屋外保管業に関し、期限を定めて、必要な報告を求めることができる。

(二) 立入検査

ア 知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、特定再生資源又は特定再生資源であることの疑いのある物の屋外における保管を業とする者その他の関係者の事業場、事務所その他の施設に立ち入り、台帳、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

イ アの規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、関係者に提示しなければならない。

ウ アの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(三) 事故時の措置

ア 特定再生資源屋外保管業者は、特定再生資源屋外保管業に係る事故により県民の生活の安全の確保上若しくは生活環境の保全上の支障が生じ、又



は生ずるおそれがあるときは、直ちに、その支障の除去又は発生の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかに当該事故の状況及び当該措置の概要を知事に届け出なければならない。

イ 知事は、特定再生資源屋外保管業者がアの措置を講じていないと認めるときは、当該特定再生資源屋外保管業者に対し、期限を定めて当該措置を講ずべきことを命じ、又は期間を定めて特定再生資源屋外保管業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

#### 四 罰則

ア 以下のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(ア) 二(二)ア又は(五)アの規定に違反して、特定再生資源屋外保管業を行つた者

(イ) 不正の手段により二(二)ア又は(五)アの許可を受けた者

(ウ) 二(六)の規定に違反して、他人に特定再生資源屋外保管業を行わせた者

(エ) 二(八)イ、(九)ア若しくはイ又は三(三)イの規定による命令に違反した者

イ 二(三)イの規定に違反して、二(三)ア(ア)及び(イ)に掲げる基準に適合していると認められる前に特定再生資源屋外保管事業場を使用した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

ウ 以下のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

(ア) 二(五)イ又は(七)イ若しくはウの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(イ) 三(一)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(ウ) 三(二)アの規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

#### 第三 施行期日

令和七年一月一日

#### 第四 経過措置

ア この条例の施行の際現に特定再生資源屋外保管業を行っている者（第二・二(二)アただし書に該当するものを除く。以下「従前の特定再生資源屋外保管業者」という。）は、この条例の施行日から起算して六月間は、許可を受けないで、特定再生資源屋外保管業を行うことができる。

イ 従前の特定再生資源屋外保管業者は、施行日から起算して六月を経過す

る日までの間に、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならぬ。

ウ イに規定する期間内に、イの規定による届出をした従前の特定再生資源屋外保管業者は、施行日に第二・二(二)アの許可を受けたものとみなす。

エ 従前の特定再生資源屋外保管業者（イに規定する期間内に同項の規定による届出をしなかった従前の特定再生資源屋外保管業者を除く。オにおいて同じ。）がこの条例の施行の際現に使用している特定再生資源屋外保管事業場については、第二・二(三)ア(イ)ｂ及びイ（当該従前の特定再生資源屋外保管業者が第二・二(五)アの許可を受けた場合を除く。）の規定は、適用しない。

オ 従前の特定再生資源屋外保管業者がこの条例の施行の際現に使用している特定再生資源屋外保管事業場については、第二・二(三)ア(イ)（ｂを除く。）及び(四)(ア)の規定は、施行日から起算して五年間は、適用しない。

カ 従前の特定再生資源屋外保管業者がこの条例の施行の際現に使用している特定再生資源屋外保管事業場については、第二・二(四)(イ)から(カ)までの規定は、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、適用しない。

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県衛生試験等手数料条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十五号）（保健医療政策課）

### 一 趣旨

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令の施行に伴い、規定の整備をするための改正

### 二 内容

食品衛生基準行政が厚生労働省から消費者庁へ移管されたことに伴う条例第二十条第一項第四号で引用する「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」の題名の変更

「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」を「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」に変更する

### 三 施行期日

公布の日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十六号）（保健体育課）

### 一 趣旨

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に対する休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額及び介護補償の額の改定をするための改正

### 二 内容

(一) 介護補償の額の改定

(二) 補償基礎額の改定

### 三 施行期日

公布の日

## 条 例

埼玉県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第三十三号

埼玉県税条例の一部を改正する条例

第一条 埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の三第一項中「第二十一条の七」を「第二十一条の八」に改める。  
第五十五条の八第一項第一号イ(1)中「この条において」を削る。

附則第七条を次のように改める。

（事業税の納税義務者等の特例）

第七条 第三十一条第一項及び第二項の規定の適用については、当分の間、同条第一項第一号ロ中「一億円以下のもの」とあるのは「一億円以下のもの（前事業年度の事業税についてイに掲げる法人に該当したものであつて、払込資本の額（法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として施行令で定める金額をいう。次項において同じ。）が一億円を超えるものを除く。）」と、同条第二項中「一億円以下の法人であるかどうか」とあるのは「一億円以下の法人であるかどうか、払込資本の額が一億円を超える法人であるかどうか」とする。

附則第二十一条第一項第一号中「船舶の使用者」を「船舶（施行令で定めるものを除く。）の使用者」に改める。

第二条 埼玉県税条例の一部を次のように改正する。

第二十五条の二第三号中「及び第三号に掲げる寄附金（同条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含み、前号に掲げる寄附金を除く。）並びに」を「から第四号までに掲げる寄附金（前号に掲げる寄附金を除く。）及び」に改める。

第三十一条第一項第一号ロ中「並びにこれらの法人」を「（以下ロにおいて「所得等課税法人」という。）並びに所得等課税法人」に改め、「有しないもの」の下に「（所得等課税法人以外の法人のうち次に掲げる法人に該当するものを除く。）」を加え、同号ロに次のように加える。

- (1) 特定法人（払込資本の額（法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として施行令で定める金額をいう。以下(1)及び(2)において同じ。）が一億円を超

える法人（ロに掲げる法人を除く。）及び保険業法に規定する相互会社（これに準ずるものとして施行令で定めるものを含む。）をいう。以下(1)及び(2)において同じ。）との間に当該特定法人による完全支配関係（法人税法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係をいう。以下この号及び次項第二号において同じ。）がある法人のうち払込資本の額（地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）の公布の日以後に当該法人と当該特定法人との間に完全支配関係（当該法人以外の特定法人による完全支配関係に限る。）がある場合その他施行令で定める場合において、当該法人が剰余金の配当（払込資本の額のうち施行令で定める額の減少に伴うものに限る。以下(1)及び(2)において同じ。）又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額）が二億円を超えるもの

(2) 法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものがあるものとみなした場合において当該いずれか一のものとするとき、当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときの当該法人のうち払込資本の額（地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）の公布の日以後に、特定親法人（当該事業年度において当該法人と他の法人との間に当該他の法人による完全支配関係がある場合における当該他の法人をいう。以下(2)において同じ。）と当該法人との間に当該特定親法人による完全支配関係があり、かつ、当該法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものがあるものとみなした場合において当該いずれか一のものとするとき、当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときその他施行令で定める場合に、当該法人が剰余金の配当又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額）が二億円を超えるもの（(1)に掲げる法人を除く。）

第三十一条第二項を次のように改める。

2 前項の規定を適用する場合において、次の各号に掲げる判定は、当該各号に定める日の現況によるものとする。

一 資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人であるかどうか及び資本又は出資を有しない法人であるかどうかの判定並びに前項第一号ロ(1)又は(2)に掲げる法人に該当するものであるかどうかの判定に関し必要な事項の判定（次

号に掲げる判定を除く。) 当該事業年度終了の日(法第七十二条の二十六第一項ただし書の規定により申告納付すべき事業税にあつては同項に規定する六月経過日の前日、法第七十二条の二十九第一項、第三項又は第五項の規定により申告納付すべき事業税にあつてはその解散の日)

二 前号に規定する当該事業年度終了の日に法人との間に完全支配関係がある他の法人が当該事業年度において前項第一号ロ(1)又は(2)の特定法人に該当するものであるかどうかの判定に関し必要な事項の判定 同日以前に最後に終了した当該他の法人の事業年度終了の日(当該日がない場合には、当該他の法人の設立の日)

第三十一条の十四第一項中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改める。

附則第七条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(事業税の納税義務者等の特例)」を付し、同条中「次項」を「次項第一号」に、「同条第二項」を「同条第二項第一号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第七条の二 新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律(令和六年法律第四十五号)の施行の日から令和九年三月三十一日までの間に産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十四条の二第一項に規定する特別事業再編計画(以下この条において「特別事業再編計画」という。)について同項の認定を受けた同法第二十四条の三第一項に規定する認定特別事業再編事業者である法人(以下この条において「認定特別事業再編事業者」という。)が、当該認定に係る特別事業再編計画(同項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの)に従つて行う同法第二条第十八項に規定する特別事業再編(生産性の向上及び需要の開拓に特に資するものとして総務大臣が定める基準に適合するものに限る。以下この条において「特別事業再編」という。)のための措置(同項第三号、第四号及び第六号に掲げる措置に限る。)として他の法人の株式若しくは出資(以下この条において「株式等」という。)の取得をし、又は他の法人の株式を譲り受け、これをその取得又は譲受けの日(以下この条において「取得等の日」という。)以後引き続き有しており、かつ、取得等の日以後継続して当該他の法人との間に完全支配関係(法人税法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係をいう。以下この条において同じ。)がある場合(その取得又は譲受けに係る対価の額が百億円を超える金額又は一億円に満たない金額である場合を除く。)において、当該他の法人(以下この条において「対象法人」という。)及び当該認定特別事業再編事業者が産業競争力強化法第二十四条の二第一項の認定の申請の日前五年以内に他の法人の株式等の取得をし、又は他の法人の株

式を譲り受け、これをその取得又は譲受けの日以後引き続き有しており、かつ、同日以後継続して当該他の法人との間に完全支配関係がある場合における当該他の法人（当該他の法人が当該特別事業再編のための措置を行う場合における当該他の法人のうち施行規則で定めるものに限る。以下この条において「五年以内株式会社等取得等法人」という。）の行う事業に対する第三十一条第一項の規定の適用については、対象法人又は五年以内株式会社等取得等法人の取得等の日を含む事業年度から当該取得等の日以後五年を経過する日を含む事業年度（同法第二十四条の三第二項又は第三項の規定により同法第二十四条の二第一項の規定が取り消された場合には、その取り消された日を含む事業年度の前事業年度）までの各事業年度分の事業税に限り、第三十一条第一項第一号ロ(1)及び(2)中「二億円を超えるもの」とあるのは、「二億円を超えるもの（附則第七条の二に規定する対象法人及び同条に規定する五年以内株式会社等取得等法人を除く。）」とする。

## 附 則

### （施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中埼玉県税条例第五十五条の八第一項第一号イ(1)の改正規定 公布の日
- 二 第一条中埼玉県税条例第三十一条の三第一項の改正規定並びに同条例附則第七条及び第二十一条第一項第一号の改正規定並びに附則第三項、第四項及び第八項の規定 令和七年四月一日
- 三 第二条中埼玉県税条例第三十一条第一項第一号ロ及び第二項の改正規定並びに同条例附則第七条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定並びに附則第五項及び第六項の規定 令和八年四月一日
- 四 第二条中埼玉県税条例第三十一条の十四第一項の改正規定及び附則第七項の規定 公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行の日
- 五 第二条中埼玉県税条例第二十五条の二第三号の改正規定及び次項の規定 前号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の一月一日

（個人の県民税に関する経過措置）

2 所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第三条第一項の規定の適用がある場合における附則第一項第五号に掲げる規定による改正後の埼玉県税条例第二十五条の二（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用について



は、同条第三号中「寄附金（前号に掲げる寄附金を除く。）及び」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の所得税法第七十八条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含み、前号に掲げる寄附金を除く。）及び」とする。

（法人の事業税に関する経過措置）

3 第一条の規定による改正後の埼玉県税条例（次項及び附則第八項において「七年新条例」という。）附則第七条の規定は、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日（以下この項、次項及び附則第八項において「二号施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、二号施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

4 二号施行日以後最初に開始する事業年度（以下この項において「最初事業年度」という。）の事業税（地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）の公布の日（以下この項において「公布日」という。）を含む事業年度の前事業年度の事業税について第一条の規定による改正前の埼玉県税条例第三十一条第一項第一号イに掲げる法人に該当したものであって、公布日の前日の現況により資本金の額又は出資金の額が一億円以下であると判定され、かつ、公布日から最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了した各事業年度分の事業税について同号ロに掲げる法人に該当したものの行う事業に対する事業税を除く。）に係る七年新条例附則第七条の規定の適用については、同条中「前事業年度」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）の公布の日を含む事業年度の開始の日の前日から埼玉県税条例の一部を改正する条例（令和六年埼玉県条例第三十三号）附則第四項に規定する最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了したいずれかの事業年度分」とする。

5 第二条の規定による改正後の埼玉県税条例（次項において「八年新条例」という。）第三十一条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項並びに附則第七条及び第七条の二の規定は、附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

6 八年新条例第三十一条第一項第一号ロ（八年新条例附則第七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は同号ロに規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を有しないものうち同号ロ(1)又は(2)に掲げる法人に該当するものが行う事業に対する令和八年四月一日から令和九年三月三十

一日までの間に開始する各事業年度分の事業税について地方税法等の一部を改正する法律第三条の規定による改正後の地方税法（以下この項において「八年新法」という。）第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「令和八年度分基準法人事業税額」という。）が、当該法人が行う事業に対する当該事業年度の事業税について当該法人を同号口に掲げる法人とみなした場合に八年新法第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「比較法人事業税額」という。）を超える場合には、当該超える金額の三分の二に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、令和八年度分基準法人事業税額から控除するものとし、当該法人が行う事業に対する令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税について八年新法第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「令和九年度分基準法人事業税額」という。）が、比較法人事業税額を超える場合には、当該超える金額の三分の一に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、令和九年度分基準法人事業税額から控除するものとする。

（地方消費税に関する経過措置）

7 附則第一項第四号に掲げる規定による改正後の埼玉県税条例第三十一条の第十四第一項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項において「四号施行日」という。）以後に効力が生ずる地方税法等の一部を改正する法律附則第一条第十号に掲げる規定による改正後の地方税法第七十二条の八十第一項ただし書に規定する公益信託（公益信託に関する法律附則第四条第一項に規定する移行認可（以下この項において「移行認可」という。）を受けた信託を含む。）について適用し、四号施行日前に効力が生じた公益信託に関する法律による改正前の公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託（移行認可を受けたものを除く。）については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

8 七年新条例附則第二十一条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、二号施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、二号施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

## 条 例

埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例をここに公布する。

令和六年七月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第三十四号

埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例

目次

第一章	総則（第一条―第六条）
第二章	特定再生資源屋外保管業の規制（第七条―第二十一条）
第三章	雑則（第二十二条―第三十三条）
第四章	罰則（第三十四条―第三十七条）
附則	

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この条例は、製品等として使用した後に再資源化のために取引される金属及びプラスチックの保管及び破碎等について必要な規制を行うことにより、市民の生活の安全の確保及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

##### （定義）

第二条 この条例において「特定再生資源」とは、次の各号に掲げる物品（これらが破碎され、切断され、圧縮され、又は解体されたものを含む。）をいう。ただし、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する廃棄物をいい、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第二百一条の規定により廃棄物とみなされるものを含む。）、有害使用済機器（法第十七条の二第一項に規定する有害使用済機器をいう。）並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。

一 使用を終了し、収集された製品（金属又はプラスチック（次号において「金属等」という。）が使用されているものに限る。）

二 収集された金属等（製品の製造、加工、修理又は販売、土木建築に関する工事その他の人の活動に伴い副次的に得られたものに限る。）

2 この条例において「特定再生資源屋外保管業」とは、屋外（屋根及び周壁又はこれらに類するものを有し、土地に定着した建造物の外をいう。以下同じ。）において、特定再生資源の保管をする事業（保管をし、破碎等（破碎、切断、圧縮、解体、洗浄その他の処理をいう。以下同じ。）をするものを含み、自ら原材料と

して使用するために保管をするものを除く。)をいう。

3 この条例において「特定再生資源屋外保管業者」とは、特定再生資源屋外保管業を行う者をいう。

4 この条例において「特定再生資源屋外保管許可業者」とは、第八条第一項の許可(同条第二項の更新の許可を含む。第二章(第七条及び第九条第二項を除く。)、第三章(第二十九条を除く。))及び第四章において同じ。)を受けて特定再生資源屋外保管業を行う者をいう。

5 この条例において「特定再生資源屋外保管事業場」とは、特定再生資源屋外保管業の用に供する事業場をいう。

6 この条例において「保管物」とは、特定再生資源屋外保管事業場において保管される特定再生資源(これ以外の物品と一体的に保管される場合にあつては、特定再生資源及び当該物品)をいう。

(特定再生資源屋外保管業者の責務)

第三条 特定再生資源屋外保管業者は、特定再生資源屋外保管事業場からの保管物の崩落、特定再生資源屋外保管事業場における火災の発生等を未然に防止するとともに、特定再生資源屋外保管業により県民の生活の安全の確保上又は生活環境の保全上の支障が生じないように努めなければならない。

2 特定再生資源屋外保管業者は、特定再生資源屋外保管事業場に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって、その解決に当たらなければならない。

(土地所有者等の責務)

第四条 土地の所有者又は土地を使用収益する権原を有する者は、特定再生資源屋外保管事業場の用に供するものとして当該土地を譲渡し、又は使用させようとするときは、当該特定再生資源屋外保管事業場が県民の生活の安全の確保上及び生活環境の保全上の支障を生じないものであることを確認しなければならない。

2 土地の所有者又は土地を使用収益する権原を有する者は、当該土地に設置された特定再生資源屋外保管事業場に係る苦情又は紛争が生じたときは、特定再生資源屋外保管業者と協力し、誠意をもって、その解決に当たらなければならない。

(県の責務)

第五条 県は、この条例の目的を達成するため、市町村と連携して、県民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に努めなければならない。

(市町村への支援等)

第六条 県は、市町村がその地域の実情に応じて策定し、又は実施する特定再生資源屋外保管業に関する施策について、技術的な助言、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 前項の施策を市町村が実施する場合にあっては、県は、市町村と連携するよう努めなければならない。

## 第二章 特定再生資源屋外保管業の規制

(住民への周知)

第七条 次条第一項の許可(同条第三項の更新の許可を除く。第九条第二項及び第二十九条において同じ。)の申請により特定再生資源屋外保管業を行おうとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る特定再生資源屋外保管事業場の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の特定再生資源屋外保管業の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

(特定再生資源屋外保管業の許可)

第八条 特定再生資源屋外保管業を行おうとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。ただし、特定再生資源屋外保管事業場の敷地面積が百平方メートルを超えない場合(敷地が隣接する特定再生資源屋外保管事業場においてはその敷地が隣接する特定再生資源屋外保管事業場の各敷地面積の合計が百平方メートルを超える場合を除く。)は、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を特定再生資源屋外保管事業場(その敷地面積が百平方メートルを超えるもの(敷地が隣接する特定再生資源屋外保管事業場の各敷地面積の合計が百平方メートルを超える場合における当該敷地が隣接する特定再生資源屋外保管事業場を含む。))に限る。以下同じ。)

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 特定再生資源屋外保管事業場の所在地及び敷地面積

三 特定再生資源屋外保管事業場の構造及び設備

四 特定再生資源の保管の場所の位置及び面積並びに当該場所において保管をする保管物の規則で定める区分

五 保管物を積み上げる高さその他の規則で定める保管の方法

六 破砕等をする場合にあつては、当該破砕等をする場所の位置及び面積、当該破砕等の種類及び方法その他の規則で定める事項

七 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

3 第一項の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して五年とし、同項の許可は、五年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

4 前項の更新の申請があつた場合において、同項の有効期間の満了の日までにそ

の申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(許可の基準等)

第九条 知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号に掲げる基準に適合しないと認めるとき又はその申請の手續がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一 当該申請に係る特定再生資源屋外保管業の計画が第十一条第二号から第六号までに掲げる基準に適合するものであること。

二 特定再生資源屋外保管事業場が、次のいずれにも該当するものであること。

イ 保管の場所の周囲に囲いが設けられていること。

ロ 保管物の荷重が直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造である場合にあつては、当該荷重に対して当該囲いが構造耐力上安全であること。

ハ 保管又は破砕等（以下「保管等」という。）の場所から保管等に伴つて生じた汚水又は油が流出し、又は地下に浸透するおそれがある場合にあつては、保管等の場所の底面が不浸透性の材料で覆われているとともに、油水分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備が設けられていること。

三 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ 法、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法令で規則で定めるもの若しくはこの条例若しくはこれらの法令若しくはこの条例に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）の規定に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ 法第七条の四第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項若しくは法第十四条の三の二第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項

(これらの規定を法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)  
若しくは浄化槽法第四十一条第二項又は第二十一条第一項(第四号に係る部分を除く。)  
若しくは第二項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人(法第七条の四第一項第三号若しくは法第十四条の三の二第一項第三号(法第十四条の六において準用する場合を含む。))又は第二十一条第一項第三号に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)  
である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知(この条例の規定による当該取消しの処分にあつては、埼玉県行政手続条例(平成七年条例第六十五号)第十五条の規定による通知。以下この号において同じ。))があつた日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。))であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。)

ホ 法第七条の四若しくは法第十四条の三の二(法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)  
若しくは浄化槽法第四十一条第二項又は第二十一条第一項若しくは第二項の規定による許可の取消し処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第七条の二第三項(法第十四条の二第三項及び法第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。))の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。へにおいて同じ。))の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出若しくは浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出又は第十五条の規定による廃業等の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。))で、当該届出の日から五年を経過しないもの

へ ホに規定する期間内に法第七条の二第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。へにおいて同じ。))の事業の全部の廃止の届出若しくは浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出又は第十五条の規定による廃業等の届出があつた場合において、ホの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。))の役員若しくは規則で定める使用人であつ

た者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の規則で定める使用人であった者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ト 第十九条第二項の規定によりその事業の停止を命じられ、その停止の期間が経過しない者

チ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

リ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

又 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからリまでのいずれかに該当するもの

ル 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにイからリまでのいずれかに該当する者があるもの

ヲ 個人で規則で定める使用人のうちにイからリまでのいずれかに該当する者があるもの

ワ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2 前条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定再生資源屋外保管事業場の設置が完了したときは、規則で定めるところにより、知事に必要な事項を記載した申請書を提出して検査を受け、当該特定再生資源屋外保管事業場が前項第一号及び第二号に掲げる基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

（許可の条件）

第十条 第八条第一項の許可には、県民の生活の安全の確保上又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

（基準遵守義務）

第十一条 特定再生資源屋外保管許可業者は、次の各号に掲げる基準を遵守しなければならぬ。

一 特定再生資源屋外保管事業場を第九条第一項第二号に掲げる基準に適合するように維持すること。

二 特定再生資源屋外保管事業場からの保管物の崩落又は飛散及び特定再生資源屋外保管事業場における火災の発生又は延焼を防止するため、積み上げられた保管物の高さが規則で定める高さを超えないようにすること。



三 特定再生資源屋外保管事業場における火災の発生又は延焼を防止するため規則で定める措置を講ずること。

四 保管等の場所から保管等に伴って生じた汚水又は油が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。

五 保管等に伴う騒音又は振動によって生活環境の保全上の支障が生じないように必要な措置を講ずること。

六 特定再生資源屋外保管事業場において、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように必要な措置を講ずること。

(変更の許可等)

第十二条 特定再生資源屋外保管許可業者は、その許可に係る第八条第二項第二号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が規則で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

2 第七条、第九条及び第十条の規定は、前項の許可について準用する。

3 特定再生資源屋外保管許可業者は、第一項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたとき又は第八条第二項第一号に掲げる事項その他規則で定める事項を変更したときは、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(名義貸しの禁止)

第十三条 特定再生資源屋外保管許可業者は、自己の名義をもって、他人に特定再生資源屋外保管業を行わせてはならない。

(相続)

第十四条 特定再生資源屋外保管許可業者について相続があったときは、相続人は、特定再生資源屋外保管許可業者の地位を承継する。

2 前項の規定により特定再生資源屋外保管許可業者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(廃業等の届出)

第十五条 特定再生資源屋外保管許可業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

一 死亡した場合 その相続人。ただし、前条第二項の規定による届出をした者を除く。

二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者

三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

五 その許可に係る特定再生資源屋外保管業を廃止した場合 特定再生資源屋外保管許可業者であった個人又は特定再生資源屋外保管許可業者であった法人を代表する役員

(標識の掲示)

第十六条 特定再生資源屋外保管許可業者は、規則で定めるところにより、特定再生資源屋外保管事業場ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

2 特定再生資源屋外保管許可業者は、その事業の規模が著しく小さい場合その他の規則で定めるところを除き、前項に規定する事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(台帳の作成及び保存)

第十七条 特定再生資源屋外保管許可業者は、特定再生資源屋外保管業について、規則で定めるところにより、特定再生資源屋外保管事業場ごとに、特定再生資源の取引の年月日及び相手方、取引した特定再生資源の種類その他の規則で定める事項を記載した台帳を作成し、一年ごとに閉鎖しなければならない。

2 特定再生資源屋外保管許可業者は、規則で定めるところにより、前項に規定する台帳を同項の規定による閉鎖後五年間保存しなければならない。

(現場責任者)

第十八条 特定再生資源屋外保管許可業者は、当該特定再生資源屋外保管事業場に係る業務を適切に行わせるため、規則で定めるところにより、特定再生資源屋外保管事業場ごとに現場責任者を置かなければならない。

(勧告及び保管方法の改善命令等)

第十九条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、特定再生資源屋外保管許可業者に対し、期限を定めて、特定再生資源の保管等の方法の改善その他必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

一 第八条第一項又は第十二条第一項の許可に係る特定再生資源屋外保管事業場が第十一条各号に掲げる基準に適合しなくなったとき。

二 特定再生資源屋外保管許可業者が第十条（第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付された条件に違反したとき。

三 特定再生資源屋外保管許可業者が前三条の規定に違反したとき。

2 知事は、前項の勧告（同項第一号又は第二号に係るものに限る。）を受けた特定再生資源屋外保管許可業者が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該特定再生資源屋外保管許可業者に対し、期限を定めてその勧告に係る特定再生資源の保管等の方法の改善その他必要な措置を講ずべきことを命じ、又は期間を定めて特定再生資源屋外保管業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（措置命令）

第二十条 知事は、前条第一項第一号又は第二号に掲げる場合において、県民の生活の安全の確保上若しくは生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、必要な限度において、当該特定再生資源屋外保管許可業者に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 知事は、第八条第一項の規定に違反して特定再生資源屋外保管業が行われた場合において、県民の生活の安全の確保上若しくは生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、必要な限度において、同項の規定に違反して特定再生資源屋外保管業を行った者に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。（許可の取消し等）

第二十一条 知事は、特定再生資源屋外保管許可業者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その許可を取り消さなければならない。

一 第九条第一項第三号ロ、ハ（法第二十五条から第二十七条までの規定に係る部分若しくは法第三十二条第一項（法第二十五条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。）の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。次号において同じ。）、チ、リ又はワに該当するに至ったとき。

二 第九条第一項第三号ヌからヲまで（同号ハ、チ又はリに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至ったとき。

三 第九条第一項第三号ヅからヲまで（同号ニに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至ったとき。

四 第九条第一項第三号イからへまで又はヌからヲまでのいずれかに該当するに至ったとき（前三号に該当する場合を除く。）。

五 第十九条第二項又は前条第一項の規定による処分違反したとき。

六 不正の手段により第八条第一項又は第十二条第一項の許可を受けたとき。

2 知事は、特定再生資源屋外保管許可業者が第十九条第一項第一号又は第二号の

いずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

3 前二項の規定により第八条第一項の許可を取り消された者（次項において「旧特定再生資源屋外保管許可業者」という。）は、取り消された許可に係る特定再生資源屋外保管事業場が規則で定める基準に適合していることについて知事の確認を受け、遅滞なく廃止しなければならない。

4 旧特定再生資源屋外保管許可業者は、その許可に係る特定再生資源屋外保管業を廃止するまでの間、前二条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用を受ける。

### 第三章 雑則

#### （報告徴収）

第二十二条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、特定再生資源又は特定再生資源であることの疑いのある物の屋外における保管を業とする者その他の関係者に対し、特定再生資源屋外保管業に関し、期限を定めて、必要な報告を求めることができる。

#### （立入検査）

第二十三条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、特定再生資源又は特定再生資源であることの疑いのある物の屋外における保管を業とする者その他の関係者の事業場、事務所その他の施設に立ち入り、台帳、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### （指導及び助言）

第二十四条 知事は、特定再生資源屋外保管業を行おうとする者又は特定再生資源屋外保管業者に対し、県民の生活の安全を確保するとともに、県民の生活環境の保全を図るために必要な指導及び助言を行うものとする。

#### （事故時の措置）

第二十五条 特定再生資源屋外保管業者は、特定再生資源屋外保管業に係る事故により県民の生活の安全の確保上若しくは生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに、その支障の除去又は発生の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかに当該事故の状況及び当該措置の概要を知事に届け出なければならない。

2 知事は、特定再生資源屋外保管業者が前項の措置を講じていないと認めるとき

は、当該特定再生資源屋外保管業者に対し、期限を定めて当該措置を講ずべきことを命じ、又は期間を定めて特定再生資源屋外保管業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(許可等に関する意見聴取)

第二十六条 知事は、第八条第一項又は第十二条第一項の許可をしようとするときは、第九条第一項第三号チ又は又からワまでに該当する事由(同号又からワまでに該当する事由にあつては、同号チに係るものに限る。次項及び第二十八条において同じ。)の有無について、埼玉県警察本部長の意見を聴くものとする。

2 知事は、第二十一条第一項の規定による処分をしようとするときは、第九条第一項第三号チ又は又からワまでに該当する事由の有無について、埼玉県警察本部長の意見を聴くことができる。

(関係行政機関等への照会等)

第二十七条 知事は、前条に規定するもののほか、この条例の規定に基づく事務に關し、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会し、又は協力を求めることができる。

(知事への意見)

第二十八条 埼玉県警察本部長は、特定再生資源屋外保管許可業者について、第九条第一項第三号チ又は又からワまでに該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、知事が当該特定再生資源屋外保管許可業者に対して適当な措置を講ずることが必要であると認める場合には、知事に対し、その旨の意見を述べることができる。

(手数料)

第二十九条 第八条第一項の許可若しくは同条第三項の許可の更新を受けようとする者又は第十二条第一項の許可を受けようとする者は、別に条例で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

(財政上の措置)

第三十条 県は、特定再生資源屋外保管業について、県民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(適用除外)

第三十一条 この条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。

- 一 国又は地方公共団体が特定再生資源屋外保管業を行う場合
- 二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十

五号)第十三条の二第一号に定める廃棄物の処理に係る許可、認定、委託又は指定を受けた者が当該許可、認定、委託又は指定に係る事業場において特定再生資源屋外保管業を行う場合

三 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十条第一項の許可を受けた解体業者又は第六十七条第一項の許可を受けた破砕業者が当該許可に係る事業所において特定再生資源屋外保管業を行う場合

(市町村の条例との関係)

第三十二条 この条例の規定は、地域の実情に応じて、特定再生資源屋外保管業について必要な規制を行うため、市町村が条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

2 市町村が定める特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例の規定の内容が、この条例の趣旨に則したものであるものとして知事が認めるときは、規則の定めるところにより、当該市町村の条例の規定に相当するこの条例の規定は、当該市町村の区域においては、適用しない。

(委任)

第三十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第四章 罰則

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条第一項又は第十二条第一項の規定に違反して、特定再生資源屋外保管業を行った者
  - 二 不正の手段により第八条第一項又は第十二条第一項の許可を受けた者
  - 三 第十三条の規定に違反して、他人に特定再生資源屋外保管業を行わせた者
  - 四 第十九条第二項、第二十条第一項若しくは第二項又は第二十五条第二項の規定による命令に違反した者
- 第三十五条 第九条第二項(第十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、第九条第一項第一号及び第二号に掲げる基準に適合していると認められる前に特定再生資源屋外保管事業場を使用した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第三項、第十四条第二項又は第十五条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第二十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第二十三条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又

は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者  
第三十七条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。

以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき当該法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

## 附 則

### （施行期日）

第一条 この条例は、令和七年一月一日から施行する。

### （経過措置）

第二条 この条例の施行の際現に特定再生資源屋外保管業を行っている者（第八条第一項ただし書に該当するものを除く。以下「従前の特定再生資源屋外保管業者」という。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して六月間は、同項の許可を受けないで、特定再生資源屋外保管業を行うことができる。

2 従前の特定再生資源屋外保管業者は、施行日から起算して六月を経過する日までの間に、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

3 前項に規定する期間内に、同項の規定による届出をした従前の特定再生資源屋外保管業者は、施行日に第八条第一項の許可を受けたものとみなす。

4 従前の特定再生資源屋外保管業者（第二項に規定する期間内に同項の規定による届出をしなかった従前の特定再生資源屋外保管業者を除く。次項において同じ。）がこの条例の施行の際現に使用している特定再生資源屋外保管事業場については、第九条第一項第二号ロ及び同条第二項（当該従前の特定再生資源屋外保管業者が第十二条第一項の許可を受けた場合を除く。）の規定は、適用しない。

5 従前の特定再生資源屋外保管業者がこの条例の施行の際現に使用している特定再生資源屋外保管事業場については、第九条第一項第二号（ロを除く。）及び第十一条第一号の規定は、施行日から起算して五年間は、適用しない。

6 従前の特定再生資源屋外保管業者がこの条例の施行の際現に使用している特定再生資源屋外保管事業場については、第十一条第二号から第六号までの規定は、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、適用しない。

7 従前の特定再生資源屋外保管業者は、特定再生資源屋外保管事業場の周辺地域の住民から求めがあった場合は、規則で定める事項について説明しなければならない





## 条 例

埼玉県衛生試験等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第三十五号

埼玉県衛生試験等手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県衛生試験等手数料条例（昭和二十三年埼玉県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」を「乳及び乳製品の成分規格等に関する命令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 条 例

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第三十六号

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十二年埼玉県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項第一号中「十七万二千五百五十円」を「十七万七千九百五十円」に改め、同項第二号中「七万七千八百九十円」を「八万二千二百九十円」に改め、同項第三号中「八万六千二百八十円」を「八万八千九百八十円」に改め、同項第四号中「三万八千九百円」を「四万六百元」に改める。

別表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項中「六、三四〇円」を「六、六一八円」に、「八、〇八五円」を「八、二八三元」に、「九、六四〇円」を「九、七九五円」に、「一〇、八一〇円」を「一〇、九二三円」に、「一一、六四五円」を「一一、七一八円」に、「一二、三八八円」を「一二、四三八円」に改め、同表学校薬剤師の補償基礎額の項中「五、三四〇円」を「五、五六八円」に、「六、三一〇円」を「六、四七〇円」に、「六、九二五円」を「七、〇三八円」に、「八、〇二八円」を「八、〇九三元」に、「八、九〇八円」を「八、九五〇円」に、「九、三七〇円」を「九、三九八円」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第七条の二第二項の規定は、令和六年四月一日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

3 改正後の別表の規定は、令和五年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

# 告 示

## 埼玉県告示第七百九十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和六年七月九日

埼玉県知事 大野 元裕

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

電動式ロードトレイン 1編成（けん引車1台及び客車2台）

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 納入期限

令和7年3月31日（月）

### (4) 納入場所

埼玉県東松山市岩殿554 埼玉県こども動物自然公園

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和4年埼玉県告示第747号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 田中 電話048-830-2721（直通） 電子メールa2720-01@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年8月20日（火）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年8月19日（月）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年8月20日（火）午前10時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 令和6年8月20日（火）午前10時10分

#### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

#### イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

#### (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和6年7月31日（水）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

#### (4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

#### (5) 契約書作成の要否

要

#### (6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### (7) 手続における交渉の有無

無

#### (8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和6年7月16日（火）午後5時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

#### (9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

## 5 Summary

(1) Name and Quantity of the Products to Be Purchased:

Electric-powered Trackless Train (1 tractor unit and 2 passenger carriages)

(2) Deadline for Submissions:

By Electronic Bidding System: 10:00 am, Tuesday, August 20, 2024

By Registered Mail: 5:00 pm, Monday, August 19, 2024

In Person: 10:00 am, Tuesday, August 20, 2024

(3) Contact Information:

General Affairs • Supplies Procurement Group, Bidding Services Division,

Department of General Affairs, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,

Saitama-ken 330-9301, Japan

Tel. 048-830-2721

# 告 示

## 埼玉県告示第八百号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和六年七月九日

埼玉県知事 大野 元 裕



## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

電子黒板及び移動式スタンド 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 納入期限

令和6年10月25日（金）

### (4) 納入場所

埼玉県教育局県立学校部ICT教育推進課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和4年埼玉県告示第747号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

## 3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場

所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 小林 電話048-830-5780（直通） 電子メールa2720-01@pref.saitama.lg.jp

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年8月22日（木）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年8月21日（水）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年8月22日（木）午前10時まで

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 令和6年8月22日（木）午前10時10分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和6年8月6日（火）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和6年7月16日（火）午後5時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Name and Quantity of the Products to Be Purchased:

Interactive Display with Mobile Stand

(2) Deadline for Submissions:

By Electronic Bidding System: 10:00 am, Thursday, August 22, 2024

By Registered Mail: 5:00 pm, Wednesday, August 21, 2024

In Person: 10:00 am, Thursday, August 22, 2024

(3) Contact Information:

General Affairs • Supplies Procurement Group, Bidding Services  
Division,

Department of General Affairs, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,

Saitama-ken 330-9301, Japan

Tel. 048-830-5780

## 告 示

### 埼玉県告示第八百一号

北本市から北本都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和六年七月九日

埼玉県知事 大野 元裕

# 告示

## 埼玉県告示第八百二号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条第一項の規定により、令和六年四月二十三日付けで次の肥料を登録したので、同法第十条第一項の規定により公告する。

令和六年七月九日

埼玉県知事 大野 元裕

登録番号	埼玉県第七〇八号
肥料の種類	菌体りん酸肥料
肥料の名称	荒川クマムシくん1号
保証成分量（％） その他の規格	りん酸全量 十六・〇 含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり
生産業者の氏名又は 名称及び住所	埼玉県下水道局 埼玉県さいたま市 浦和区高砂三丁目 十三番三号

告示

埼玉県告示第八百三十三号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第一項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一

項の規定により公告する。

令和六年七月九日  
埼玉県知事 大野 元裕

登録番号	埼玉県第六九五号	肥料の種類	乾燥菌体肥料	肥料の名称	K I W 2 0 1 8	保証成分量 (%)その他 の規格	窒素全量 四・五 りん酸全量 二・〇 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	登録の有効期限	令和九年三月十五日	生産業者の氏名 又は名称及び住所	小岩井乳業株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目五番二号
登録番号	埼玉県第六九七号	肥料の種類	混合有機質肥料	肥料の名称	混合有機質3号	保証成分量 (%)その他 の規格	窒素全量 四・〇 りん酸全量 二・〇 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	登録の有効期限	令和九年四月八日	生産業者の氏名 又は名称及び住所	千成産業株式会社 埼玉県日高市原宿七百五十三番地一

<p>埼玉県第 五五二号</p>	<p>埼玉県第 五五三号</p>
<p>乾燥菌体 肥料</p>	<p>乾燥菌体 肥料</p>
<p>乾燥菌 体肥料 1号</p>	<p>乾燥菌 体肥料 2号</p>
<p>窒素全量 四・五 りん酸全量 一・〇 含有を許さ れる有害成 分の最大量 及びその他 の制限事項 は公定規格 のとおり</p>	<p>窒素全量 四・五 りん酸全量 二・〇 含有を許さ れる有害成 分の最大量 及びその他 の制限事項 は公定規格 のとおり</p>
<p>令和九年 六月二十 九日</p>	<p>令和九年 六月二十 九日</p>
<p>朝日アグリア株式 会社 埼玉県児玉郡神川 町渡瀬二百二十二 番地</p>	



六八八号	埼玉県第
質肥料	混合有機
末	カニガ ラ入り 海藻粉
のとおり は公定規格 の制限事項 及びその他 分の最大量 れる有害成 含有を許さ 三・五 加里全量 一・〇 りん酸全量 二・〇 窒素全量	
日	令和十二 年六月十
号	社 ミヤコ製肥株式会 東京都墨田区東墨 田二丁目十九番一

# 告示

## 埼玉県告示第八百四号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十三条第一項の規定により、同法第十六条第一項第六号の事項に係る変更の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

令和六年七月九日

埼玉県知事 大野 元裕

登録番号		肥料の種類		変更事項		変更内容	
埼玉県第 六九五号	乾燥菌体肥 料	埼玉県第 七〇三号	混合有機質 肥料	代表者の変更 小岩井乳業株 式会社	変更後	変更前	丹羽 大二
埼玉県第 六九〇号	混合有機質 肥料	兼松アグリテ ック株式会社	代表者の変更	変更後	変更前	濱 雅幸	小川 典之
埼玉県第 六八八号	混合有機質 肥料	ミヤコ製肥株 式会社	代表者の変更	変更後	変更前	中村 琴葉	中村 壽宏
				変更後	変更前	松崎 浩樹	

# 告示

## 埼玉県告示第八百五号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により次の肥料の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和六年七月九日

埼玉県知事 大野 元裕

登録番号	埼玉県第 四五六号	肥料の種類	米ぬか油か す及びその 粉末	肥料の名称	2・0抽出 米ぬか油か す粉末	保証成分量（％） その他の規格	窒素全量 二・〇 りん酸全量 四・〇 加里全量 一・〇	生産業者の氏名又 は名称及び住所	オカヤス株式会社 埼玉県越谷市平方千 四番地二
埼玉県第 五七六号	副産動物 質肥料	副産動物 質肥料	副産動物 質肥料	副産動物 質肥料	副産動物 質肥料	規格のとおり	窒素全量 七・〇 りん酸全量 三・〇 含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり	朝日アグリア株式会 社 埼玉県児玉郡神川町 渡瀬二百二十二番地	

<p>埼玉県第 六〇三号</p>	<p>副産動物 質肥料</p>	<p>副産動物質 肥料87号</p>	<p>窒素全量 八・〇 りん酸全量 七・〇 含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり</p>	<p>朝日アグリア株式会 社 埼玉県児玉郡神川町 渡瀬二百二十二番地</p>
----------------------	---------------------	------------------------	--	--

## 告 示

### 埼玉県告示第八百六号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年七月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

三級基準点測量

三 作業地域

さいたま市緑区大字大崎地内

四 作業期間

令和六年五月二十八日から令和七年三月十四日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第八百七号

測量計画機関である入間市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年七月九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

入間市

### 二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

### 三 作業地域

入間市豊岡・藤沢地内

### 四 作業期間

令和六年六月六日から令和六年十二月二十七日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第八百八号

測量計画機関である蕨市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年七月九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

埼玉県加須農林振興センター

### 二 作業種類

公共測量（基準点測量 鴻巣・行田地区）

### 三 作業地域

鴻巣市広田地内他

### 四 作業期間

令和六年六月三日から令和七年二月二十八日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第八百九号

測量計画機関である埼玉県飯能県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年七月九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

埼玉県飯能県土整備事務所

### 二 作業種類

公共測量（基準点測量）

### 三 作業地域

飯能市下名栗地内

### 四 作業期間

令和六年三月二十五日から令和六年六月二十一日まで



## 告 示

### 埼玉県告示第八百十号

令和五年埼玉県告示第千三百九十九号（測量法に基づく公共測量の実施）の一部を次のように改正する。

令和六年七月九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

第四号中「令和六年三月二十九日」を「令和六年九月三十日」に改める。

# 告 示

## 埼玉県告示第八百十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和六年七月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

埼玉県立特別支援学校塙保己一学園及び埼玉県立上尾特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

令和7年1月1日（水）から令和11年12月31日（月）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、紙媒体による入札書の郵送又は持参により行う。また、入札金額については、履行期間全体の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 埼玉県立特別支援学校スクールバス運行業務入札参加資格等に関する公示（令和6年埼玉県告示第642号）に基づき、一般競争入札参加資格者としてA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 本件入札の公告日から入札書受付期間の末日までの期間に、入札に参加しよ

うとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（「資本関係又は人的関係がある者（以下「同族企業」という。）同士の業務委託に係る同一入札への参加を制限する運用基準」参照。）。

- (6) 事故の発生又は発注者の要請があった場合に、迅速かつ適正に対応できる体制を有すること。
- (7) 本件業務について、仕様書等に示す各事項を確実に履行できることを証明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。
- (8) 埼玉県立特別支援学校スクールバス運行業務について、過去に当該業務の委託契約に基づく業務改善モニタリングにより改善事項通知書の送付を受けたことがある場合において、当該業務の見直し等により必要な改善を行ったと県が認めた者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 里山 電話048-830-6885（直通）  
電子メールa6880@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

電子メール又は上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話又は電子メールにより連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

#### ア 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年8月16日（金）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

#### イ 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年8月19日（月）午前9時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県庁衛生会館3階531会議室 令和6年8月19日（月）午前9時30分

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和6年7月29日（月）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

イ 書類の電磁的記録を上記3(1)の電子メールアドレス宛てに送付する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の埼玉県立特別支援学校スクールバス運行業務一般競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、令和6年7月16日（火）午後5時までに、上記(3)に掲げるいずれかの方法により提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: School bus service for " Hanawa Hoki'ichi School for the Visually Impaired" and " Ageo School for Special Needs"
- (2) Time-limit for tender: 9:00 a.m., August 19, 2024(tender submitted by mail: 5:00 p.m., August 16, 2024)
- (3) Contact point for the notice: General Affairs Section, Special Support Education Division, Prefectural School Department, Saitama Board of Education, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6885, E-mail a6880@pref.saitama.lg.jp

## 告 示

### 埼玉県告示第八百十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和六年七月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

埼玉県立熊谷特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

令和7年1月1日（水）から令和11年12月31日（月）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、紙媒体による入札書の郵送又は持参により行う。また、入札金額については、履行期間全体の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 埼玉県立特別支援学校スクールバス運行業務入札参加資格等に関する公示(令和6年埼玉県告示第642号)に基づき、一般競争入札参加資格者としてA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 本件入札の公告日から入札書受付期間の末日までの期間に、入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（「資本関係又は人的関係



がある者（以下「同族企業」という。）同士の業務委託に係る同一入札への参加を制限する運用基準」参照。）。

- (6) 事故の発生又は発注者の要請があった場合に、迅速かつ適正に対応できる体制を有すること。
- (7) 本件業務について、仕様書等に示す各事項を確実に履行できることを証明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。
- (8) 埼玉県立特別支援学校スクールバス運行業務について、過去に当該業務の委託契約に基づく業務改善モニタリングにより改善事項通知書の送付を受けたことがある場合において、当該業務の見直し等により必要な改善を行ったと県が認めた者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 里山 電話048-830-6885（直通）  
電子メールa6880@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

電子メール又は上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話又は電子メールにより連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

#### ア 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年8月16日（金）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

#### イ 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年8月19日（月）午前9時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県庁衛生会館3階531会議室 令和6年8月19日（月）午前10時

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

#### ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和6年7月29日（月）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

イ 書類の電磁的記録を上記3(1)の電子メールアドレス宛てに送付する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の埼玉県立特別支援学校スクールバス運行業務一般競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、令和6年7月16日（火）午後5時までに、上記(3)に掲げるいずれかの方法により提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

## 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: School bus service for " Kumagaya School for Special Needs"
- (2) Time-limit for tender: 9:00 a.m., August 19, 2024(tender submitted by mail: 5:00 p.m., August 16, 2024)
- (3) Contact point for the notice: General Affairs Section, Special Support Education Division, Prefectural School Department, Saitama Board of Education, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6885, E-mail a6880@pref.saitama.lg.jp

## 告 示

### 埼玉県告示第八百十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和六年七月九日

埼玉県知事 大野 元裕

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

埼玉県立大宮北特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

令和7年1月1日（水）から令和11年12月31日（月）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、紙媒体による入札書の郵送又は持参により行う。また、入札金額については、履行期間全体の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 埼玉県立特別支援学校スクールバス運行業務入札参加資格等に関する公示(令和6年埼玉県告示第642号)に基づき、一般競争入札参加資格者としてA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 本件入札の公告日から入札書受付期間の末日までの期間に、入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（「資本関係又は人的関係

がある者（以下「同族企業」という。）同士の業務委託に係る同一入札への参加を制限する運用基準」参照。）。

- (6) 事故の発生又は発注者の要請があった場合に、迅速かつ適正に対応できる体制を有すること。
- (7) 本件業務について、仕様書等に示す各事項を確実に履行できることを証明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。
- (8) 埼玉県立特別支援学校スクールバス運行業務について、過去に当該業務の委託契約に基づく業務改善モニタリングにより改善事項通知書の送付を受けたことがある場合において、当該業務の見直し等により必要な改善を行ったと県が認めた者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 里山 電話048-830-6885（直通）  
電子メールa6880@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

電子メール又は上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話又は電子メールにより連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

#### ア 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年8月16日（金）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

#### イ 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年8月19日（月）午前9時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県庁衛生会館3階531会議室 令和6年8月19日（月）午前10時30分

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

#### ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和6年7月29日（月）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

イ 書類の電磁的記録を上記3(1)の電子メールアドレス宛てに送付する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の埼玉県立特別支援学校スクールバス運行業務一般競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、令和6年7月16日（火）午後5時までに、上記(3)に掲げるいずれかの方法により提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

## 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: School bus service for " Omiyakita School for Special Needs"
- (2) Time-limit for tender: 9:00 a.m., August 19, 2024(tender submitted by mail: 5:00 p.m., August 16, 2024)
- (3) Contact point for the notice: General Affairs Section, Special Support Education Division, Prefectural School Department, Saitama Board of Education, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6885, E-mail a6880@pref.saitama.lg.jp



## 告 示

### 埼玉県告示第八百十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和六年七月九日

埼玉県知事 大野 元裕

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

埼玉県立越谷西特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

令和7年1月1日（水）から令和11年12月31日（月）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、紙媒体による入札書の郵送又は持参により行う。また、入札金額については、履行期間全体の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 埼玉県立特別支援学校スクールバス運行業務入札参加資格等に関する公示(令和6年埼玉県告示第642号)に基づき、一般競争入札参加資格者としてA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 本件入札の公告日から入札書受付期間の末日までの期間に、入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（「資本関係又は人的関係

がある者（以下「同族企業」という。）同士の業務委託に係る同一入札への参加を制限する運用基準」参照。）。

- (6) 事故の発生又は発注者の要請があった場合に、迅速かつ適正に対応できる体制を有すること。
- (7) 本件業務について、仕様書等に示す各事項を確実に履行できることを証明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。
- (8) 埼玉県立特別支援学校スクールバス運行業務について、過去に当該業務の委託契約に基づく業務改善モニタリングにより改善事項通知書の送付を受けたことがある場合において、当該業務の見直し等により必要な改善を行ったと県が認めた者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 里山 電話048-830-6885（直通）  
電子メールa6880@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

電子メール又は上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話又は電子メールにより連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

#### ア 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年8月16日（金）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

#### イ 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年8月19日（月）午前9時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県庁衛生会館3階531会議室 令和6年8月19日（月）午前11時

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

#### ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和6年7月29日（月）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

イ 書類の電磁的記録を上記3(1)の電子メールアドレス宛てに送付する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の埼玉県立特別支援学校スクールバス運行業務一般競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、令和6年7月16日（火）午後5時までに、上記(3)に掲げるいずれかの方法により提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

## 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: School bus service for " Koshigayanishi School for Special Needs "
- (2) Time-limit for tender: 9:00 a.m., August 19, 2024(tender submitted by mail: 5:00 p.m., August 16, 2024)
- (3) Contact point for the notice: General Affairs Section, Special Support Education Division, Prefectural School Department, Saitama Board of Education, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6885, E-mail a6880@pref.saitama.lg.jp

## 告 示

### 埼玉県告示第八百十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和六年七月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

埼玉県立所沢おおぞら特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

令和7年1月1日（水）から令和11年12月31日（月）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、紙媒体による入札書の郵送又は持参により行う。また、入札金額については、履行期間全体の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 埼玉県立特別支援学校スクールバス運行業務入札参加資格等に関する公示(令和6年埼玉県告示第642号)に基づき、一般競争入札参加資格者としてA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 本件入札の公告日から入札書受付期間の末日までの期間に、入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（「資本関係又は人的関係

がある者（以下「同族企業」という。）同士の業務委託に係る同一入札への参加を制限する運用基準」参照。）。

- (6) 事故の発生又は発注者の要請があった場合に、迅速かつ適正に対応できる体制を有すること。
- (7) 本件業務について、仕様書等に示す各事項を確実に履行できることを証明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。
- (8) 埼玉県立特別支援学校スクールバス運行業務について、過去に当該業務の委託契約に基づく業務改善モニタリングにより改善事項通知書の送付を受けたことがある場合において、当該業務の見直し等により必要な改善を行ったと県が認めた者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 里山 電話048-830-6885（直通）  
電子メールa6880@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

電子メール又は上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話又は電子メールにより連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

#### ア 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年8月16日（金）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

#### イ 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年8月19日（月）午前9時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県庁衛生会館3階531会議室 令和6年8月19日（月）午前11時30分

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

#### ア 入札保証金



入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和6年7月29日（月）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

イ 書類の電磁的記録を上記3(1)の電子メールアドレス宛てに送付する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の埼玉県立特別支援学校スクールバス運行業務一般競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、令和6年7月16日（火）午後5時までに、上記(3)に掲げるいずれかの方法により提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

## 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: School bus service for " Tokorozawa ozora School for Special Needs"
- (2) Time-limit for tender: 9:00 a.m., August 19, 2024(tender submitted by mail: 5:00 p.m., August 16, 2024)
- (3) Contact point for the notice: General Affairs Section, Special Support Education Division, Prefectural School Department, Saitama Board of Education, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6885, E-mail a6880@pref.saitama.lg.jp

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年七月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年七月九日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉村正則

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 佐野行田線
- 三 道路の区域

旧 B	新 A	旧 A	旧 新 別
羽生市大字上新郷字別所七〇九四 番三地从から 同市大字上新郷字別所七一五〇番 一地先まで			区 間
九・〇〇〃九・二二二	一一・五二〃二七・六四	七・〇〇〃一〇・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
二七六・九六	二五五・七五	二五四・八五	延 長 (メートル)
			備 考

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年七月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年七月九日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉村正則

路線名	県道佐野行田線
供用開始の区間	羽生市大字上新郷字別所七〇九四番三 地先から 同市大字上新郷字別所七一五〇番一 地先 まで
供用開始の期日	令和六年七月十日
備考	令和六年七月九日付け埼玉県行田県土整備事務所長 告示第十七号で告示した道路予定区域の供用開始で ある。延長二五五・七五メートル

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和六年七月九日

埼玉県川越建築安全センター所長 国分政勝

#### 一 許可番号

令和六年一月十八日

指令川建セ第〇五〇一四〇号

#### 二 検査済証番号

令和六年七月四日

川建セ第〇六〇〇六号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町大字如意字春日五百五十三番一

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県川越市大塚新町六十三番地四 （リヴェール四〇七）

石島 健永